

秋田市内産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に
対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書の内容を十分に精査した上で、現況と予測結果との比較が容易にできる図表を挿入するなど、分かりやすいものとする。
- (2) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。
なお、工事中及び供用後に地域住民から苦情があった場合は、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 悪臭

本事業により設置する処分場に隣接している既存処分場において、過去に悪臭苦情があったことから、悪臭防止対策として準備書に記載している石膏ボードや有機汚泥の受入れ制限等の環境保全措置を確実に実施すること。

(2) 水質

浸出液処理水の化学的酸素要求量等の水質が、かんがい期において農業用水基準を上回るとの予測結果に対し、滞留時間の延長及び高性能活性炭の使用による追加の環境保全措置を行うこととしているが、滞留時間と処理後の水質の濃度との関係等が明確でないことから、評価書においてはこれらの関係等を詳細かつ定量的に示すこと。

(3) 地下水

対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の地下水調査において、鉛及び砒素が環境基準を超過し、電気伝導度及び塩化物イオンが高い値を示したことについて、自然由来であるとの見解を示しているが、地下水等のデータ以外の実施

区域周辺の自然的・社会的状況により判断している。

このため、評価書においては、実施区域及び周辺の地下水等の鉛、砒素、電気伝導度及び塩化物イオンに係る追加調査の実施や既往データの確認などにより、可能な範囲で地下水の鉛等が高い値を示した原因を明らかにすること。

(4) 動物

トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオや、サンショウウオ属について、実施区域周辺の環境収容力を高めた水場へ移植することとしているが、移植に当たっては、専門家等から助言を受けた上で、対象種が定着できるよう適切に実施すること。

(5) 植物

オオクジャクシダ、キヨスミヒメワラビ、トウゴクシダ、エビネ、サルメンエビネ及びノダイオウについて、実施区域周辺の生育適地へ移植することとしているが、移植に当たっては、専門家等から助言を受けた上で、対象種が定着できるよう適切に実施すること。